

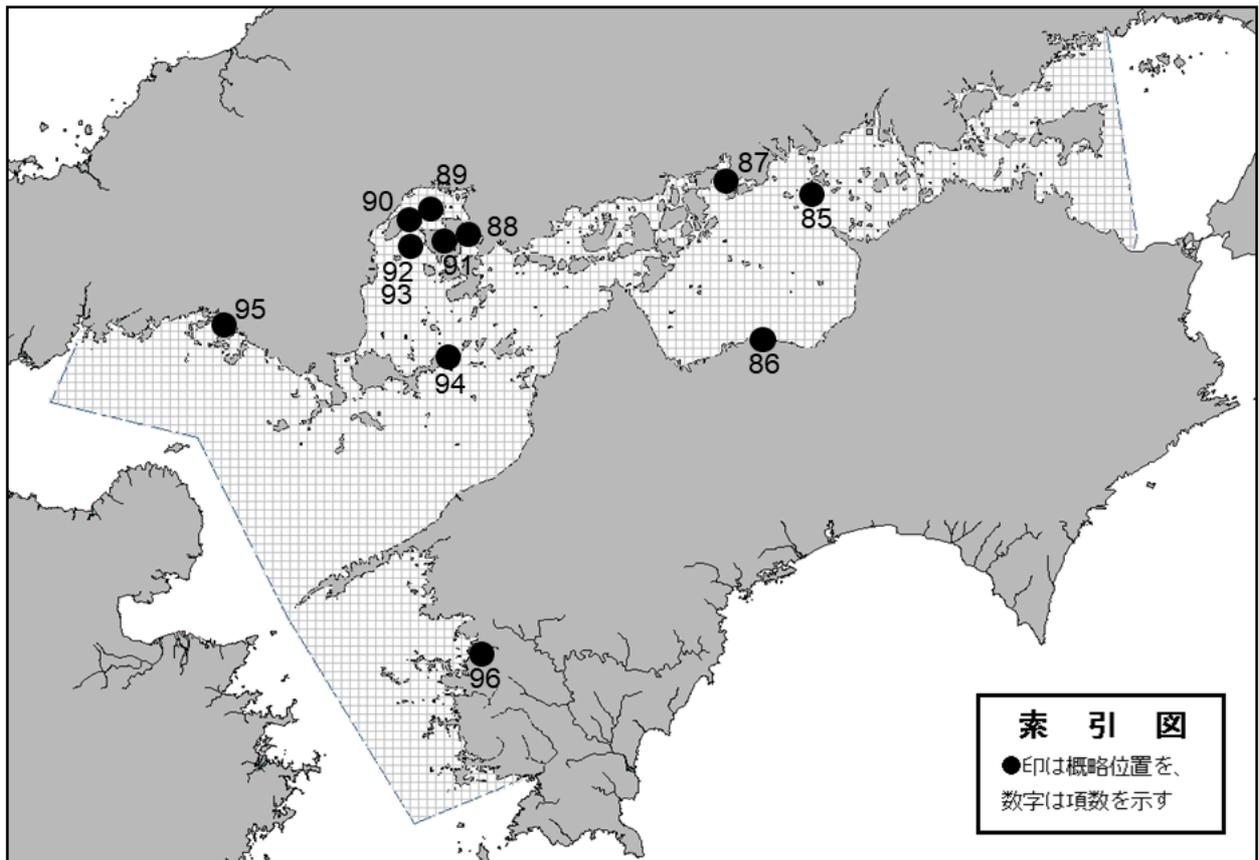


# 第六管区水路通報 第 12 号

令和8年3月27日

第六管区海上保安本部

- 第 85項 瀬戸内海 - 備後灘、大飛島 至 小飛島 海底電力線敷設
- 第 86項 瀬戸内海 - 新居浜港、多喜浜区付近 離岸堤存在
- 第 87項 瀬戸内海 - 尾道糸崎港付近、百島西岸 潜水調査
- 第 88項 瀬戸内海 - 広島湾、江田島東岸 灯台復旧
- 第 89項 瀬戸内海 - 広島港、似島西方 海難救助訓練
- 第 90項 瀬戸内海 - 広島湾、厳島東方 潜水訓練
- 第 91項 瀬戸内海 - 広島湾、江田島湾 海上訓練
- 第 92項 瀬戸内海 - 広島湾 海難救助訓練
- 第 93項 瀬戸内海 - 広島湾 海難救助訓練
- 第 94項 瀬戸内海 - 屋代島北東方 観測機器設置
- 第 95項 瀬戸内海 - 徳山下松港、第1区 航泊禁止区域解除
- 第 96項 豊後水道 - 宇和島港 水深減少等



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji\\_6kan.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html)



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

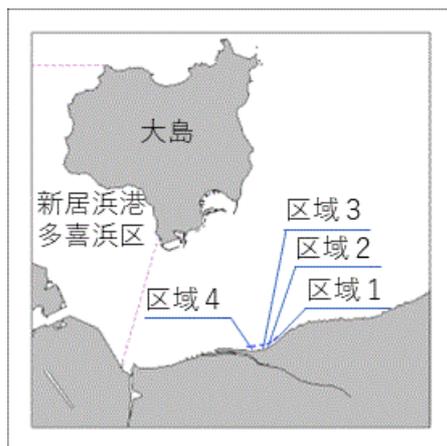
★8年85項 瀬戸内海 - 備後灘、大飛島至 小飛島 海底電力線敷設

- 区域 6地点を結ぶ線上付近  
 (1) 34-20-54.0N 133-31-18.6E (岸線上)  
 (2) 34-21-06.3N 133-31-24.1E  
 (3) 34-21-18.6N 133-31-17.9E  
 (4) 34-21-30.5N 133-30-43.9E  
 (5) 34-21-25.1N 133-30-31.6E  
 (6) 34-20-39.6N 133-30-15.7E (岸線上)
- 海図出所 W130-W137B-W1118-W153-JP153  
 第六管区海上保安本部



★8年86項 瀬戸内海 - 新居浜港、多喜浜区付近 離岸堤存在

- 区域1 2地点を結ぶ線上 (幅8m)  
 (1) 33-58-54.9N 133-22-21.8E  
 (2) 33-58-53.4N 133-22-19.9E
- 区域2 2地点を結ぶ線上 (幅8m)  
 (1) 33-58-53.1N 133-22-19.3E  
 (2) 33-58-52.3N 133-22-17.3E
- 区域3 2地点を結ぶ線上 (幅8m)  
 (1) 33-58-52.2N 133-22-16.5E  
 (2) 33-58-51.9N 133-22-14.8E
- 区域4 2地点を結ぶ線上 (幅8m)  
 (1) 33-58-51.7N 133-22-13.2E  
 (2) 33-58-51.6N 133-22-09.7E
- 海図出所 W1120-W1105  
 第六管区海上保安本部



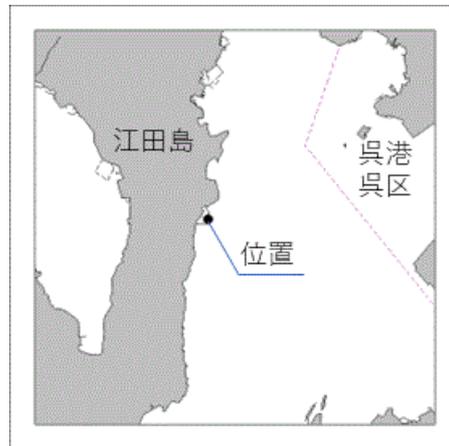
★8年87項 瀬戸内海 - 尾道糸崎港付近、百島西岸 潜水調査

期間 令和8年4月6日～10日(予備日11日～30日)の日出～日没  
区域 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
(1) 34-22-03N 133-15-34E (岸線上)  
(2) 34-22-03N 133-15-21E  
(3) 34-22-13N 133-15-28E  
(4) 34-22-34N 133-15-17E  
(5) 34-22-45N 133-15-15E  
(6) 34-22-45N 133-15-27E (岸線上)  
備考 警戒船を配置  
海図 W114-W103-W130-W1118  
出所 第六管区海上保安本部



★8年88項 瀬戸内海 - 広島湾、江田島東岸 灯台復旧

六管区水路通報8年10号77項削除  
名称 小用港秋月東防波堤灯台  
位置 34-13.7N 132-29.6E  
海図 W1109-W142  
参照書誌 411 4765.9番  
出所 呉海上保安部



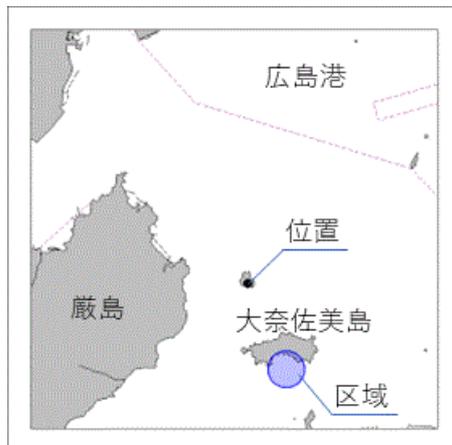
★8年89項 瀬戸内海 — 広島港、似島西方 海難救助訓練

期間 令和8年4月24日(土日を除く)までの0900～1100  
区域 34-18-35N 132-23-05Eの地点を中心とする半径500mの円内  
備考 海上自衛隊による訓練  
海図 W1112A-W1112B-W142-W1108-JP1108  
出所 第六管区海上保安本部



★8年90項 瀬戸内海 — 広島湾、厳島東方 潜水訓練

期間 令和8年4月1日～令和9月31日(毎月15日程度)の0800～1645  
区域 34-17-23N 132-21-45E付近  
備考 34-16-22N 132-22-18Eの地点を中心とする半径400mの円内  
(1) 位置及び区域を示す浮標を設置  
(2) 海上自衛隊による訓練  
(2) 警戒船を配置  
海図 W1112B-W1113-W142-W1108-JP1108  
出所 第六管区海上保安本部



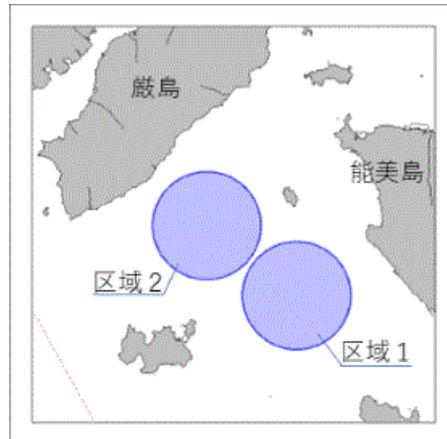
## ★8年91項 瀬戸内海 - 広島湾、江田島湾 海上訓練

期 間 令和8年3月31日、4月6日、7日、11日の1320~1350  
区 域 4地点により囲まれる区域  
(1) 34-14.7N 132-27.7E  
(2) 34-14.1N 132-28.3E  
(3) 34-13.8N 132-27.9E  
(4) 34-14.6N 132-27.4E  
備 考 海上自衛隊による水上航空機の離着水訓練  
海 図 W142  
出 所 第六管区海上保安本部



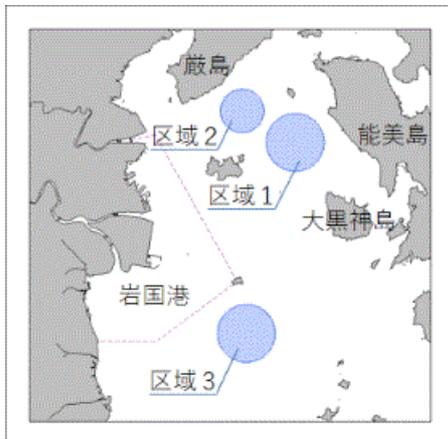
## ★8年92項 瀬戸内海 - 広島湾 海難救助訓練

期 間 令和8年3月30日の0900~1500  
区域1 34-12.5N 132-21.5Eの地点を中心とする半径1.0海里の円内  
区域2 34-13.8N 132-19.5Eの地点を中心とする半径1.0海里の円内  
備 考 海上自衛隊による訓練  
海 図 W113-W142-W1108-JP1108  
出 所 第六管区海上保安本部



## ★8年93項 瀬戸内海 - 広島湾 海難救助訓練

期 間 令和8年4月6日～10日の0830～1700  
区域1 34-12.5N 132-21.6Eの地点を中心とする半径2000mの円内  
区域2 34-13.7N 132-19.2Eの地点を中心とする半径1500mの円内  
区域3 34-05.3N 132-19.4Eの地点を中心とする半径2000mの円内  
備 考 海上自衛隊による訓練  
海 出 W1131-W142-W1108-JP1108  
所 第六管区海上保安本部



## ★8年94項 瀬戸内海 - 屋代島北東方 観測機器設置

期 間 令和8年5月15日まで  
位 置 33-57.2N 132-27.6E  
備 考 設置及び撤去作業を含む  
海 出 W1131-W140-W142-W1102-JP1102-W1108-JP1108  
所 第六管区海上保安本部



★ 8年95項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第1区 航泊禁止区域解除

六管区水路通報7年35号346項削除, 8年11号84項削除

区域 付図のとおり  
 備考 徳山下松港第1区周南市新宮町地先海域における航泊禁止は、  
 令和8年3月25日午後1時8分をもって解除された  
 海図 W1106  
 出所 徳山下松港長公示第4号(令和8年3月25日)



★ 8年96項 豊後水道 — 宇和島港 水深減少等

1. 水深減少

- 区域1 2地点を結ぶ線上付近  
 (1) 33-13-53.8N 132-33-07.6E  
 (2) 33-13-52.6N 132-33-11.0E  
 備考 海図図載水深より約0.5m~0.7m減少

2. 水中障害物存在

- 区域2 6地点により囲まれる区域  
 (1) 33-13-52.5N 132-33-10.9E  
 (2) 33-13-50.9N 132-33-12.5E  
 (3) 33-13-50.2N 132-33-12.7E  
 (4) 33-13-49.7N 132-33-12.7E  
 (5) 33-13-49.7N 132-33-12.4E  
 (6) 33-13-52.5N 132-33-10.8E  
 備考 区域内の最浅水深1.2m、比高0.7m

- 区域3 7地点により囲まれる区域  
 (1) 33-13-55.4N 132-33-04.5E  
 (2) 33-13-56.1N 132-33-05.9E  
 (3) 33-13-55.7N 132-33-06.1E  
 (4) 33-13-54.0N 132-33-05.8E  
 (5) 33-13-54.0N 132-33-05.6E  
 (6) 33-13-55.0N 132-33-05.4E  
 (7) 33-13-55.2N 132-33-04.4E

備考 区域内の最浅水深7.5m、比高0.6m  
 海図 W138  
 出所 第六管区海上保安本部

